

## 4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等

景観法第8条第2項第2号、第16条第1項

### 4.1 届出対象行為

景観法第16条第1項

景観法第16条第1項第1号から第3号及び同項第4号の規定により条例で定める「届出対象行為」は、次のとおりです。

行為の種類		一般地区	景観形成重点地区	特定大規模行為
建築物の建築等 (法第16条第1項第1号)	建築物の新築、増築、改築、移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの</li> <li>当該行為に係る部分の建築面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築確認申請を要するもの</li> </ul>	建築物・工作物の新築・増築で、高さが20mを超えるものは、届出と同時に、建築物等の概要の公表が必要。 場合により、近隣住民関係者への説明会を開催。
	建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更に係る部分の面積が400㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更に係る部分の面積が25㎡を超えるもの</li> </ul>	
工作物の建設等 (法第16条第1項第2号)	工作物の新設、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩変更	プラント類 <sup>1</sup> 自動車車庫 貯蔵施設類 <sup>2</sup> 処理施設類 <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの</li> <li>当該行為に係る部分の築造面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	
		電気供給施設等 <sup>4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが20mを超えるもの</li> </ul>	
		上記以外の工作物(煙突、柱類、広告塔、高架水槽ほか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの</li> </ul>	
建築物・工作物の外観における公衆の関心を惹くための形態または色彩、その他の意匠(法第16条第1項第1号及び第2号)		<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積が25㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積が3㎡を超えるもの</li> </ul>	
開発行為 (法第16条第1項第3号)	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及びその他政令で定める行為(土地の形質変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が1,000㎡を超えるもの</li> <li>生じる法面・擁壁の高さが3m、かつ長さが30mを超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が300㎡を超えるもの</li> <li>生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの</li> </ul>	
条例で定める行為 (法第16条第1項第4号)	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が3,000㎡を超えるもの</li> <li>生じる法面・擁壁の高さが3m、かつ長さが30mを超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が300㎡を超えるもの</li> <li>生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの</li> </ul>	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆積の高さ3mまたは面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆積の高さ1.5mまたは面積が100㎡を超えるもの</li> </ul>	

- 法第16条第5項に基づき、国・地方公共団体が行う行為は除外
- 法第16条第7項第7号に基づき、国定公園(本町では八ヶ岳中信高原国定公園が該当)で許可を受けて行う行為は除外
- 1 プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラント、その他これらに類するもの
- 2 貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
- 3 処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場、その他処理施設
- 4 電気供給施設等：電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設